

放送大学学園特定有期雇用職員の就業及び給与の特例に関する規則

平成18年5月26日
放送大学学園規則第1号

改正 平成20年3月19日、平成21年3月19日・
12月1日、平成22年3月15日・12月1日、
平成24年3月22日、平成25年3月18日、
平成27年3月17日、平成28年2月24日・
11月30日、平成29年12月26日、平成30
年12月7日、令和2年9月24日、令和5年
12月5日

(目的)

第1条 この規則は、放送大学学園就業規則（平成15年放送大学学園規則第4号。以下「就業規則」という。）第2条第3項の規定により、同項に規定する特定有期雇用職員の就業及び給与の特例について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定めのない事項については、就業規則、放送大学学園職員給与規則（平成15年放送大学学園規則第7号。以下「給与規則」という。）及びその他の規則並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

第2条 削除

(特定有期雇用職員の雇用)

第3条 放送大学学園（以下「学園」という。）は、専門的な知識経験が必要とされる業務において、専門的な知識経験を有する者を雇用することが学園の効率的な運営を確保するために必要と認める場合には、当該者を特定有期雇用職員として雇用することができる。

(労働契約)

第4条 学園は、労働契約の締結に当たっては、契約の期間を原則1年の範囲内で、契約時に本人の希望を考慮のうえ決定するものとする。ただし、別に定めるところにより再雇用することができるものとする。

2 労働契約の締結又は更新は、当該職員の年齢が満68歳に達した日以後に到来する最初の3月31日を超えて行うことはしない。

(雇止めの予告)

第5条 有期労働契約（雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限り、あらかじめ当該契約を更新しない旨が明示されているものを除く。次条第2項において同じ。）を更新しないこととしようとする場合には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までに、その予告をするものとする。

(雇止めの理由の明示)

第6条 前条の場合において、特定有期雇用職員が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、これを交付するものとする。

2 有期労働契約が更新されなかった場合において、特定有期雇用職員が更新しなかった理由について証明書を請求したときは、これを交付するものとする。

(給与に関する特例)

第7条 特定有期雇用職員の本給月額、給与規則第4条第1項に規定する別に定める区分に従い、その者の属する職務の級により、次表に定めるところとする。

職務の級	本給月額
1級	188,700円

2級	216,200円
3級	256,200円
4級	275,600円
5級	290,700円
6級	316,200円
7級	358,000円
8級	391,200円
9級	442,400円
10級	522,800円

2 特定有期雇用職員の管理職手当の月額は、給与規則第10条第1項各号に掲げる職員の区分に応じて、当該職員の属する職務の級に応じ、次表に定めるとおりとする。

	職務の級	管理職手当額
給与規則第10条第1項第1号に掲げる特定有期雇用職員	10級	133,600円
給与規則第10条第1項第2号に掲げる特定有期雇用職員	9級	90,300円
	8級	79,800円
	7級	72,900円
給与規則第10条第1項第3号に掲げる特定有期雇用職員	8級	69,800円
	7級	63,800円
	6級	56,200円
給与規則第10条第1項第4号に掲げる特定有期雇用職員	6級	40,100円
	5級	36,900円

3 特定有期雇用職員の期末手当及び勤勉手当の支給について、給与規則第20条第2項(1)①の題名中「一般職本給表適用者」とあるのは、「放送大学学園特定有期雇用職員の就業及び給与の特例に関する規則第7条第1項適用者」とし、同条同項(2)の規定は適用しない。

4 給与規則第5条、第7条、第10条及び第15条の規定は、特定有期雇用職員には適用しない。
(退職手当)

第8条 特定有期雇用職員には、退職手当は支給しない。
(定年等の適用除外)

第9条 就業規則第25条の規定は、特定有期雇用職員には適用しない。
(無期労働契約者への適用)

第9条の2 特定有期雇用職員から、引き続き労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項に規定する期間の定めのない労働契約を学園と締結した者(以下「無期労働契約者」という。)については、第3条から第6条までの規定は適用しない。また、無期労働契約者の労働契約の期間は、当該職員の年齢が68歳に達した日以後に到来する最初の3月31日までとする。
(雑則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。
附 則

- この規則は、平成18年5月26日から施行する。
- 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、特定有期雇用職員の就業及び給与の特例に関する規則(以下「特例有期雇用職員給与規則」という。)第7条の規定の適用を受ける職員に対する本給月額(放送大学学園職員給与規則(以下「職員給与規則」という。)第28条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半

額を減ぜられた本給月額（同条の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
2級以下	100分の4.77
3級から6級まで	100分の7.77
7级以上	100分の9.77

- 3 特例期間においては、特定有期雇用職員給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 二 特別都市手当 当該職員の本給月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する特別都市手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 三 広域異動手当 当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 四 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - 五 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - 六 職員給与規則第24条第1項から第3項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからハまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからハまでに定める額
 - イ 職員給与規則第24条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 職員給与規則第24条第2項 前項並びに第三号から第五号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 職員給与規則第24条第3項 前項及び第三号、第四号に定める額に100分の60を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、職員給与規則第16条から第17条及び第25条から第27条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規則第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する特別都市手当、広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成20年3月19日）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日）
この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月15日）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日）
この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在職する特定有期雇用職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる特定有期雇用職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、改正前の本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

附 則（平成28年2月24日）

この規則は、平成28年2月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年11月30日）

この規則は、平成28年11月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月26日）

この規則は、平成29年12月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月7日）

この規則は、平成30年12月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年9月24日）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和5年12月5日）

この規則は、令和5年12月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。